

# お知らせ

平成28年10月20日

秩父市シルバー人材センター

電話 22-4454 (福祉女性会館内)

## 参加者募集

### 《親睦会グラウンドゴルフ大会》

期日：11月16日(水)

会場：荒川総合グラウンド

集合・開始：午前9時

会費：500円 申込み：事務所まで

申込締切：11月9日(水)

※小雨決行雨天中止、

※参加賞・お弁当・お茶付きです。

※貸しクラブの用意があります。初めての方も、この機会に始めてみませんか。

## … “シルバー保険について” …

シルバー会員の働き方で請負による就業の場合は、一事業主となり、雇用関係が生じないため労災保険の適用はありません。そのため、労災保険にかわるものとして、民間の保険会社との契約で「シルバー保険」に加入しています。

保険の性質上、事故全てが保障されている訳ではありません。例えば、作業中に他人の車両を傷つけた場合、修理代が保険で賄われる額を上回ることがあります。その差額を負担する場合がありますので、作業はくれぐれも注意してください。どの程度の負担かは、案件ごとの対応となります。

仮に、草刈作業で石を飛ばした場合、事故が起きないようにネットやベニヤ等で石の飛散を防ぐための予防措置をしっかりと行い、「草刈作業」「飛び石の可能性あります」等の周知をした後の事故が不可効力と判断される場合は、減額される可能性は高まります。その反対に、安全対策が不十分で、事故が起こる可能性が高かったと判断されれば、減額されない場合もあります。

事故ゼロが望ましいことは、勿論のことですが、そのための準備をしっかりと行い、作業に臨むよう心がけておくことが重要です。

## ☆就業報告書は

### 早めに提出してください

報告書の提出については、特に11月は3日が休日のため、事務処理が大変忙しくなります。

恐れ入りますが10月分の報告書は遅くとも4日までに提出していただきますようお願いいたします。

## \*\*\*\* であいの広場に出店 \*



10月2日羊山公園太陽の丘で開催された第36回「であいの広場」に今年も、まんじゅう班、小物班が出店しました。天候にも恵まれ、ともに大盛況!

まんじゅうは午後には完売しました。



8月23日 プラチナ会 除草ボランティア  
ありがとうございました。

## バザー協力者ご芳名

会員	山下部一男	様	上林フミエ	様	引間たけ子	様
	青山愛子	様	古田ヨキ	様	今井一征	様
	木田輝雄	様	横山みよ子	様	山中則一	様
	瀬川好男	様	矢須芳江	様	磯田千恵子	様
	大野美智子	様	笹本豊治	様	中谷 亨	様
	楮本 茂	様	清川秀幸	様	井上きよ	様
	田村好雄	様	山下ヨシ子	様	近藤米子	様
	打木保子	様	渡辺健二郎	様	篠原和一	様
	斉藤 洋	様	加藤忠男	様	平吹光子	様
	清水アイ子	様	石嶋善司	様	上林圭子	様
	上林靖男	様	古澤美一	様	新井利男	様
	山中よしみ	様	大島勝夫	様	大島アイ子	様
	茂木ヤエ子	様	栗原一夫	様	竹内庸夫	様
	新井静子	様	引間都千代	様	坂本京子	様
	神田直子	様	相澤三郎	様	神田輝子	様
	新井エツ子	様	黒沢まさ子	様	鈴木忠夫	様
	鈴木久美子	様	大久保和生	様	吉澤はつみ	様
	岡村輝男	様	根岸久太郎	様	吉田武久	様
	橋本登美男	様	堅木和江	様	引間ヒサ子	様
	上林清美	様	坂本千代	様	今井昭夫	様
	清水千恵子	様	森田邦男	様	村川勝子	様
	千島弘子	様	井上晴子	様	若林睦子	様
	伊古田初江	様	新井久子	様	木村 清	様
	稲垣利夫	様	小林美子	様	栗原悦夫	様
	黒沢友一	様	大澤君江	様	大澤良男	様
	久保 清	様	加藤栄一	様	神辺順子	様
	新井恒子	様	町田 清	様		
一般	若林タツノ	様	小泉純子	様	池田五十三	様
	山口好矢	様	山口敏江	様	新井恵美子	様
	森前光弘	様	新井昭彦	様	小泉奈美	様
	渋谷あき	様	安類久美子	様	大岡映子	様

(順不同)

品物のご提供 ありがとうございます。 親睦会会長 今井昭夫

## 事務局長だより 学校等の用務業務について

当センターは他のシルバーセンターと比較して、公共による就業の発注率が高いことが特徴です。それが経営の安定に貢献していることは事実ですが、現状に漫然とせず、民間、公共を問わず就業の拡張が課題となっています。その実績例として、従前の学校等の用務業務に加えて、学校側と就業する会員との調整役を行う業務責任者制度を設けた結果、用務業務全体としては、対前年比年間約600万円を超える収入増という就業拡張となりました。

一方、用務業務は学校等の指揮命令を受けるため、これまでどおりの請負業務では適切でないとの指摘もあります。その対応策として、内閣府の表した手引きによれば、請負による就業形態を続けるには、業務責任者を設置する必要があるとの見解に従い、実績例のとおり業務責任者制度を採用しています。用務業務に従事する会員の一部の方から「今までやっている業務をわざわざ報告するのは面倒だ。」との声もありますが、請負による用務業務継続には業務責任者設置が必須条件であることを認識しなければなりません。業務責任者は、いわば従前の用務業務への偽装請負疑念に対する有効な対抗手段となっていると考えています。(森前)